

令和4年度 静岡県総合計画審議会



Shizuoka Prefecture

日時：令和4年11月10日（木）
午前10時から正午まで
会場：ホテルグランヒルズ静岡

次 第

- 1 開 会
- 2 知事あいさつ
- 3 会長選出
- 4 議 事
 - (1) 新ビジョン 後期アクションプランの評価について
 - (2) 新ビジョン 後期アクションプランの広報について
 - (3) 意見交換
- 5 閉 会

— 配布資料 —

- ・静岡県総合計画審議会委員名簿
- ・座席表
- ・静岡県総合計画審議会条例
- ・【資料1】 新ビジョン 後期アクションプランの評価
- ・【資料2】 総合計画審議会評価部会における主な意見
- ・【資料3】 新ビジョン 後期アクションプラン 評価書案（概要版）
- ・【資料4】 新ビジョン 後期アクションプラン 評価書案
- ・【資料5】 新ビジョン 後期アクションプランの広報
- ・【資料6】 若者向け広報コンテンツ
- ・世界クラスの資源・人材群 “ふじのくに” 静岡県

静岡県総合計画審議会委員名簿

第23期（令和4年8月29日～令和6年8月28日）

（五十音順、敬称略）

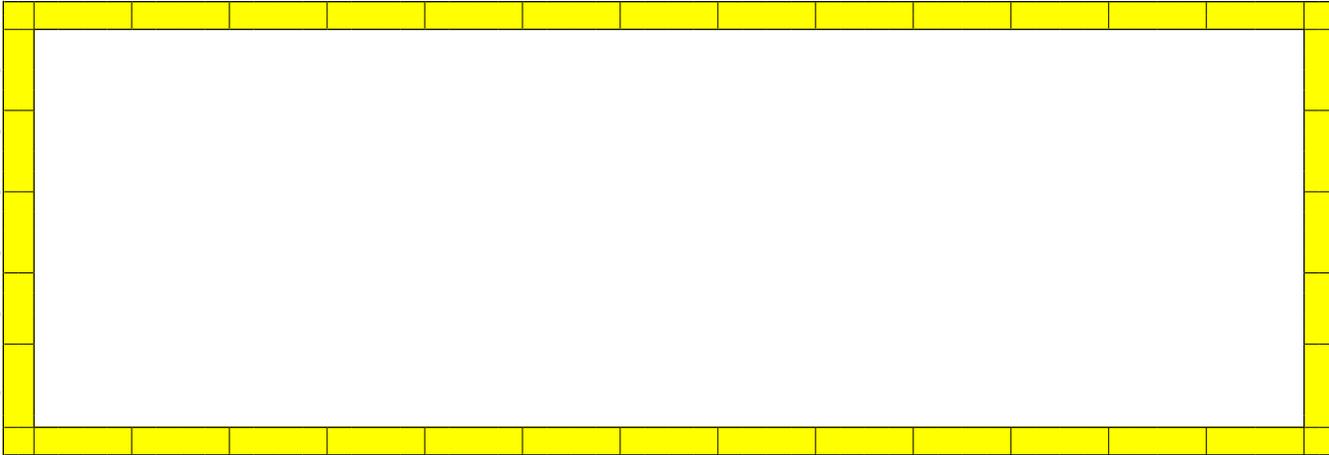
No.	氏名	役職等
1	青山 吉和（欠席）	静岡県農業協同組合中央会代表理事会長
2	石塚 正孝	静岡県コンベンションアーツセンター館長
3	伊藤 嘉奈子	静岡県コミュニティづくり推進協議会会長
4	及川 ゆりこ（欠席）	株式会社かいごラボ代表取締役
5	大久保 あかね	静岡県立大学経営情報学部教授
6	大場 司	株式会社中日新聞社取締役東海本社代表
7	荻田 雅宏（欠席）	（株）静岡新聞社取締役
8	小原 榮一	静岡県地域安全推進員連絡協議会会長
9	紀平 幸一	一般社団法人静岡県医師会会長
10	小泉 達哉	日本銀行静岡支店長
11	小島 孝仁（欠席）	株式会社CSA不動産代表取締役社長
12	小杉 充伸	静岡県環境保全協会副会長
13	小林 昭子	静岡県消費者団体連盟会長
14	今野 朝子（欠席）	静岡県商工会女性部連合会会長 静岡県商工会連合会理事
15	酒井 公夫	一般社団法人静岡県商工会議所連合会会長
16	下位 桂子	静岡県男女共同参画センター交流会議代表理事
17	鈴木 智子	一般社団法人静岡県大学出版会代表理事 静岡時代事務局
18	園田 正世	北極しろくま堂有限会社代表取締役 特定非営利活動法人だっことおんぶの研究所理事長
19	谷藤 悦史	早稲田大学名誉教授
20	角田 裕之介	日本放送協会静岡放送局長
21	中西 清文	日本労働組合総連合会静岡県連合会会長
22	増田 俊明	静岡大学防災総合センター客員教授
23	光安 アパレンダ 光江	公益財団法人静岡県国際交流協会理事
24	宮本 宗明	公益財団法人静岡県スポーツ協会副会長
25	村山 功	静岡大学教育学部副学部長
26	吉川 慶子	静岡県保育士会会長
27	渡邊 昌子	公益社団法人静岡県看護協会会長

令和4年度総合計画審議会 座席表

- なかにし きよふみ
中西 清文 委員 ○
- つのだ ゆうのすけ
角田 裕之介 委員 ○
- たにふじ えつし
谷藤 悦史 委員 ○
- そのだ まさよ
園田 正世 委員 ○
- すずき ともこ
鈴木 智子 委員 ○
- しもい けいこ
下位 桂子 委員 ○
- 会長（選任後移動）○
- さかい きみお
酒井 公夫 委員 ○
- こばやし あきこ
小林 昭子 委員 ○
- こすぎ みつのが
小杉 充伸 委員 ○
- こじま たかひと
小島 孝仁 委員 ○
- こいずみ たつや
小泉 達哉 委員 ○
- きのひら こういち
紀平 幸一 委員 ○

- おはら えいいち
小原 榮一 委員 ○
- おおば つかさ
大場 司 委員 ○
- おおくぼ あかね
大久保 あかね 委員 ○
- おいかわ ゆりこ
及川 ゆりこ 委員 ○
- いとう かなこ
伊藤 嘉奈子 委員 ○
- いしづか まさたか
いしづか まさたか 委員 ○
- いしづか まさたか
石塚 正孝 委員 ○

- ますだ としあき
増田 俊明 委員 ○
- みつやす あはれした みつえ
光安 アパレンダ 光江 委員 ○
- みやもと むねあき
宮本 宗明 委員 ○
- むらやま いさお
村山 功 委員 ○
- よしかわ けいこ
吉川 慶子 委員 ○
- わたなべ まさこ
渡邊 昌子 委員 ○



- 経営管理部長
- 教育長
- 川勝平太知事
- 県警本部長
- 政策推進担当部長

- 感染症対策担当部長
- 健康福祉部長
- スポーツ・文化観光部長
- くらし・環境部長
- 危機管理部長兼危機管理監代理
- 危機管理監
- 域外交担当部長
- デジタル戦略担当部長

- がんセンター局長
- 企業局長
- 出納局長
- 交通基盤部長
- 農林水産担当部長
- 経済産業部長

- 警察本部警務部長
- 賀茂地域局長
- 東部地域局長
- 中部地域局長
- 西部地域局長
- 教育部長



静岡県総合計画審議会条例

昭和 50 年 7 月 22 日
静岡県条例第 31 号

(設置)

第 1 条 静岡県総合計画の策定及び実施に関する重要事項を調査審議するため、静岡県総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 50 人以内で組織する。

2 委員は、総合計画に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 審議会は、その定めるところにより専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

(関係者の意見聴取)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。